

事 務 連 絡
令和2年2月28日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の
一時中止措置等の解釈」等について

標記について、別添1、2のとおり、国土交通省直轄工事での取り扱いを周知
いたしましたので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

事務連絡
令和 2 年 2 月 28 日

大臣官房官庁営繕部	各課長補佐	殿
各地方整備局	総務部 契約課長	殿
	企画部 技術管理課長	殿
	営繕部 計画課長	殿
北海道開発局	事業振興部 工事管理課長補佐	殿
	営繕部 営繕計画課長	殿
国土技術総合研究所	総務部 会計課長	殿
国土地理院	総務部 契約課長	殿

大臣官房	地方課公共工事契約指導室	課長補佐
	技術調査課	事業評価・保全企画官
		工事監視官
		課長補佐
	官庁営繕部管理課	課長補佐
	官庁営繕部計画課	企画専門官
北海道局	予算課	課長補佐

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の
一時中止措置等の解釈について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う工事及び業務の一時中止等については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和 2 年 2 月 27 日付け国地契第 44 号、国官技第 357 号、国営管第 384 号、国営計第 120 号、国港総第 593 号、国港技第 83 号、国空予管第 807 号、国空空技第 520 号、国空交企第 371 号、国北予第 45 号）において取扱いを定めたところであるが、上記通知の解釈について下記のとおり取り扱うこととするので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 昨日、内閣総理大臣より、全国全ての小学校等について臨時休校を行うよう要請する発言があったところであるが、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」1.（1）において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者が工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「工事等の一時中止等」という。）を申し出ることができる場合には、工事従事者又は業務従事者の子どもの発熱や子どもが通う学校

の休校等に伴い、工事従事者又は業務従事者が子どもの面倒を見る必要が生じた結果、工事等の一時中止等を行う必要がある場合を含むものとする。

2. 完成又は完了の通知を受けた工事又は業務について工事等の一時中止等を行う場合であって、検査期限内に検査を実施することができないときは、受注者に完成又は完了の通知を取り下げさせた上で工事等の一時中止等を行うこと。

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 2 8 日

各地方整備局 企画部 技術調整管理官 殿、工事品質調整官 殿
技術企画官 殿、総括技術検査官 殿
北海道開発局 事業振興部 工事評価管理官 殿
沖縄総合事務局 開発建設部 技術調整管理官 殿、技術企画官 殿
総括技術検査官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
直轄工事及び業務に係る検査、打合せ等の対応について

標記については、各地方整備局等においてこれまでもテレビ会議の活用などにより、発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努めて頂いているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、直轄工事及び業務に係る検査、打合せ等の実施にあたっては、設備環境の整備状況等を踏まえつつ、可能な限りWEBを活用する等、受発注者間で協議の上、適切に対応いただくようお願いします。

なお、やむを得ず従来どおり対面の検査、打合せ等を実施する場合には、あらかじめ受注者に対し最小限の人数で実施するよう働きかけるとともに、広い部屋での実施やマスク着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底するようお願いします。また、対面の検査を行った場合には、検査官は、検査に出席した受発注者双方の全員の氏名を検査メモ等に記載し確実に記録を残していただくようお願いします。